

令和6年12月5日

午前9時



一関市市有林J-クレジット利活用連携事業のパートナー候補者を選定するため公募型プロポーザルを実施しています

市は、市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいた8年間のプロジェクト計画で創出したいわゆる森林吸収系J-クレジットを長期にわたり購入し、市の森林や林業、木材などに関連した連携事業などを実施するパートナー候補者を選定するため、公募型プロポーザルを下記のとおり実施しています。

記

1 事業名

一関市市有林J-クレジット利活用連携事業

2 事業内容

パートナー候補者選定後に市と協議する主な事業内容は、(1)～(7)のとおりです。

(1) 市が8年間のプロジェクト計画に基づき発行する18,451t-CO2

(R6 : 1,525t-CO2、R8 : 3,779t-CO2、R13 : 13,147t-CO2) を、原則、発行の都度購入すること

※ただし、森林施業の変更などにより、発行量が増減する場合があります

(2) 本市のJ-クレジット創出量、創出経費などを総合的に勘案した、連携協定締結に向けた協議

(3) 創出されるJ-クレジットの購入単価など

(4) 販売益を活用した適切な森林管理の検討

(5) 連携協定の締結時期

(6) 市との協業により実施する事業

(7) その他、連携協定の締結に必要な事項

(参考) 一般販売による売買価格 : 12,500 円/t-CO2 (税抜き)

※単価は、応募者から提案のあった価格をもとに協議し、決定するもの

詳しくは、別添「一関市市有林を活用したJ-クレジット利活用連携パートナーの選定に係る公募型プロポーザル仕様書」を参照してください。

3 履行期間

パートナー候補者選定の日から令和14年3月31日まで

4 参加資格要件および応募要件

別添「一関市市有林を活用したJ-クレジット利活用連携パートナーの選定に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。

5 企画提案書受付期間

12月17日（火）正午まで

6 提出方法

窓口提出、郵送、電子メール

7 書類提出先および問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

一関市農林部林政推進課林業振興係

電話番号 0191-21-8195

メールアドレス rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

8 その他

市ホームページで募集内容などを確認することができます。

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,177960,91,293,html>



問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部林政推進課林業振興係 主査 佐藤

電話：(0191)21-8195 (ダイヤル)

FAX：(0191)21-4221

メールアドレス：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

一関市市有林を活用したJ-クレジット利活用連携パートナーの選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて創出したJ-クレジットを販売し、その販売益を活用した市有林の森林施業や、森林の循環利用による脱炭素・循環型社会を形成するため、J-クレジットの長期安定取引を行うとともに、本市との協議により連携事業等を検討するパートナーを公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名：一関市市有林J-クレジット利活用連携事業
- (2) 履行場所：岩手県一関市
- (3) 事業内容：別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間：パートナー候補者選定の日から令和14年3月31日まで
- (5) 担当部署：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2
農林部林政推進課林業振興係
電話：0191-21-8195(直通) FAX：0191-21-4221
メール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

3 プロポーザル方式の種別 公募型

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、仕様書等の趣旨を理解し、J-クレジットの長期安定取引を行うとともに、本市との協議により連携事業等を検討する企業で、企画提案書提出時点において次の事項をすべて満たす者とする。

- (1) 企業であること。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、J-クレジットの利活用を検討する執行体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと、かつ一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第301号）に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 企画提案書の提出の日からパートナー候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 国税、地方税及び市町村民税を滞納していないこと。

5 応募条件

仕様書第4に示すクレジットを原則発行の都度、全量を購入すること。

6 事業全体のスケジュール及びパートナー決定までの事務手順

(1) 業務全体のスケジュール

項目	日程等
① 公募実施の公表	令和6年12月2日(月)
② 質疑の受付期間	令和6年12月2日(月)～12日(木)正午必着
③ 質疑回答日	令和6年12月13日(金)まで
④ 企画提案書の提出期間	令和6年12月2日(月)～17日(火)正午必着
⑤ 辞退届の提出期限	令和6年12月17日(火)正午必着
⑥ 企画提案の審査	令和6年12月中旬
⑦ 結果の通知	令和6年12月中旬
⑧ 契約締結日	令和6年12月下旬

(2) 事務手順

① 実施の公表について

実施の公表は、令和6年12月2日(月)に一関市ホームページで行う。

※ プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、一関市ホームページからダウンロード可

② 質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、実施に関する事項に限る。評価及び審査に対する質問は、受付けない。

ア 【様式2】質問書を添付し、下記のアドレスへメール送信すること

Eメール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

※ 到達確認のため、Eメール送信後に電話連絡すること

イ 受付期間：令和6年12月12日(木)正午必着

ウ 回答方法：令和6年12月13日(金)までに一関市ホームページに掲載する。

③ 企画提案書の作成等について

参加資格要件を満たすと認められた者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間：令和6年12月2日(月)～17日(火)正午必着

イ 提出先：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

農林部林政推進課林業振興係

電話：0191-21-8195(直通) FAX：0191-21-4221

Eメール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

ウ 提出方法：Eメール

※ 到達確認のため、Eメール送信後に電話連絡すること

エ 提出部数：データで正1部

オ 提出書類

提出書類	様式	留意事項
① 企画提案書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書には、応募時点におけるプロポーザル審査基準となる次の項目をA4判で記載すること ① 本事業のパートナー候補として適している点 <ul style="list-style-type: none"> 【必須提示項目】GXリーグへの参画状況(グループ区分を提示)、J-クレジットの長期取引に対する企業の信用力(上場の状況等)、J-クレジットの活用に関する対外公表の状況、社会全般での認知度、ブランド力、カーボンニュートラルに貢献する取組 ② 長期安定購入における取引量、取引のタイミング及び具体的な取引内容 ③ 1t-CO2当たりの購入単価(税抜き) <ul style="list-style-type: none"> ※ 最終的な販売価格は、市との協議により決定します。 ④ J-クレジットの販売益の利活用を検討する社内の組織体制(担当部署の組織機構、社員数等) ⑤ 購入したクレジットの活用(=無効化)計画 ⑥ J-クレジット利活用についての市内外へのPR方法 ⑦ 市との協業により実施する事業の提案 ⑧ 市が販売益を活用して実施してほしい事業
② 事業者概要調書	様式1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の概要が分かるよう記載する ・ 社歴及び業務内容は、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可 ・ 本業務を受注した場合の担当部署及び担当者を記載する ・ J-クレジットの利活用等を検討する社内の組織体制について、組織図等を用いて、分かりやすく記載する

④ 参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、令和6年12月17日(火)正午必着までに辞退届(様式任意)をEメールで提出すること(必着)

⑤ 企画提案の審査及び評価

ア プロポーザル審査会の設置

企画提案書の審査及びパートナー候補者の選定を行うため、一関市市有林J-クレジット利活用連携事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

イ 評価の基準

別紙「一関市市有林J-クレジット利活用連携事業に係るプロポーザル審査基準表」のとおりとする。

⑥ 結果の通知

パートナー候補者の選定及び結果の通知・公表については、審査会における審査基準に基づいて行い、速やかに全ての企画提案者に対して審査結果を次のとおり通知し、公表する。

ア 結果の通知：令和6年12月下旬に結果通知書を送付

イ 公表内容：パートナー名及びその他必要な事項

ウ 公表方法：一関市ホームページに掲載

※ 採用企業名のみ公表とし、提案内容、審査結果等は公表しない。

⑦ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合
- ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合
- エ 参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合
- カ 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合
- キ 本要領4に示す参加資格要件を欠くことになった場合

⑧ 協定の締結に関する基本事項

一関市は、パートナー候補者と購入単価や市との協業により実施する事業等を協議し、協定を締結する。

なお、パートナー候補者との協定書の締結に至らなかった場合、次点の企画提案者と交渉する可能性がある。

7 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込書及び企画提案における書類作成、提出及び審査会への出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、企画提案者の負担とする。

8 その他留意事項

- (1) 業務の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て企画提案者が負うものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の審査を行うため、複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。
- (8) 提出した書類については、提出期限までは修正を認めるものとする。
ただし、その場合、提出した書類を一旦引上げ、改めて修正した書類を提出すること。

一関市市有林を活用したJ-クレジット利活用連携パートナーの選定に係る 公募型プロポーザル仕様書

1 事業名

一関市市有林J-クレジット利活用連携事業

2 事業の履行期間

パートナー候補者選定の日から令和14年3月31日までとする。

3 目的

市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて創出したJ-クレジットを販売し、その販売益を活用した市有林の森林施業や、森林の循環利用による脱炭素・循環型社会を形成するため、J-クレジットの長期安定取引契約を行うとともに、本市との協議により連携事業等を検討するため、必要な事項を定めることを目的とする。

4 取引（売買）対象クレジット

J-クレジットの発行予定総量：18,451t-CO₂

J-クレジットの発行予定時期：R6（1,525t-CO₂）、R8（3,779t-CO₂）、R13（13,147t-CO₂）

ただし、森林施業の変更等により、発行量が増減する場合があります。

5 提案内容

上記4に示すクレジットを原則発行の都度、全量を購入することを前提として、以下の項目について、パートナー候補者選定後、協議する。

① 本市のJ-クレジット創出量、創出経費等を総合的に勘案した、連携協定締結に向けた協議

② 創出されるJ-クレジットの購入単価など

③ クレジットの販売益を活用した適切な森林管理の検討

④ 連携協定の締結時期

⑤ 市との協業により実施する事業

⑥ その他、連携協定の締結に必要な事項

（参考）一般販売による売買価格：12,500円/t-CO₂（税抜き）

※単価は、応募者から提案のあった価格をもとに協議し、決定するもの。

6 守秘義務

パートナー候補者は、採択後の協議を行うに当たり、協議上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。協議完了後も同様とする。

7 その他

(1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 本仕様書に疑義が生じたときについては、双方が協議してこれを解決するものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項については、市の指示に従うものとする。